



かびらこども園開所式

の拠点となる「かびらこども園」を開園し、0歳から5歳までの乳幼児の受入が可能となりました。また、北部地域でのこども園設置に向け基本設計を進めており、令和8年度の開園を目指しております。また、「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、県営新川団地の敷地内に、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目指すとした、本市では3つ目となる児童厚生施設（仮称）新川地区児童館」の新築工事に着手し、更なる子育て支援環境の充実に取り組んでま

います。

また、子育て世帯の家計支援や子ども達の健全な育成と教育の充実を図るため、小・中学校に入学および中学校を卒業する児童生徒を養育する世帯に対して、児童生徒1人当たり5万円の児童生徒進学等支援金の給付を令和5年度も実施してまいります。

子ども医療につきましては、引き続き子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、健全な育成を図ってまいります。令和4年度は、通院にかかる医療費の助成対象年齢を、これまでの未就学児から中学卒業までに拡大し、会計窓口での自己負担分の支払いを不要とする現物給付方式へ拡充しましたが、令和5年度は、助成対象年齢を更に拡大し、18歳到達後の最初の3月31日までに係る医療費について助成してまいります。

また、学校給食費の助成につきましては、保護者の教育費の負担軽減および、子育て支援の推進を図るため、令和5年度において、児童生徒1食あたりの助成額を小学生においては38円から59円へ、また中学生においては41円から66円へ増額するとともに、第3子以降の児童生徒に対しては、引き続き全額無償を実施してま

います。また、未来を担う子ども達の食育の推進に向け、包括連携協定を結んだ事業者と連携して取り組んでまいります。

児童虐待につきましては、子どもの健全な成長に深刻な影響を与えることから、早期発見・早期対応が重要となっております。本市では、引き続き家庭児童相談室の設置や女性相談員を配置し、子どもと家庭の様々な問題に関する相談に対し、関係機関と連携を密に図りながら対応してまいります。

障がい者福祉につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となる障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定める「第7期石垣市障害福祉計画」および、障がい児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保などを定める「第3期石垣市障害児福祉計画」の策定に取り組む、現計画の達成状況の評価と成果目標や障がい福祉サービス等の見込み量の見直しを行い、障がい者の地域生活支援を更に推進してまいります。

また、「第2期石垣市障害児福祉計画」に基づく、障がいのある児童の自活や集団生活への適応に向けた日常生活における基本動作などの必要な知識や技能の習得を図ることを目的

とした児童発達支援センターにつきましては、引き続き、関係機関との意見交換を行いながら、設置実現に向けて取り組んでまいります。

生活困窮世帯に対する支援につきましては、令和5年度も引き続き、小・中学校に入学する児童生徒に対し学用品費などを給付する就学援助のほかに、生活困窮者自立支援事業にて、貧困の連鎖を断つため、児童生徒個々にあった学習の場や機会を提供し、学習の習慣化と意欲の向上、高等学校への進学及び卒業を支援してまいります。

本市においても相談が増えている「大人のひきこもり」につきましては、令和5年度より、新たにアウトリーチ支援員を配置し相談窓口を設置することにより、悩まれているご家族とともに、より丁寧な自立までの一貫した支援を実施してまいります。

市民の健康増進につきましては、令和5年度から令和9年度までの5か年計画となる「第3次石垣市食育推進計画」を策定してまいります。生涯を通じて心身の健康を支える食育を推進し、市民の健全な食生活の実現と併せて、伝統的な料理の保護、継承に努めてまいります。

暮らしや生活相談等の拡充につつま